入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成３０年 １ 月１８日
経理責任者
独立行政法人国立病院機構釜石病院長　土　肥　　守

１　調達内容
（１）購入等件名及び数量　　栄養管理システム　一式
（２）調達件名の特質等　　入札説明書及び別紙仕様書による
（３）納入期限　　平成３０年 ４ 月２７日
（４）納入場所　　独立行政法人国立病院機構釜石病院
（５）入札方法
入札金額については、本入札公告（以下「公告」という。）１の（１）で示した購入等件名の輸送費等、納入に要する一切の諸費用を含めた価格を記載すること。
なお、入札書への記載は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とすること。

２　競争参加資格
（１）独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という）第５条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
①契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者及び独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２７年規程第６３号)第２条第１項各号に掲げる者。
（２）契約細則第６条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。
なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適用する。
①契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
③交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
④監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
⑤正当な理由なく契約を履行しなかった者
⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
⑦前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑧前各号に類する行為を行った者
（３）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
②経営状況又は信用度が極度に悪化している者
（４）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）平成２９年度「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
（５）購入物品に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

３　入札書の提出場所等
（１）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒０２６－００５３
岩手県釜石市定内町四丁目７番１号
独立行政法人国立病院機構釜石病院　経営企画係長　黒沼和仁
tel　(0193)23-0712（直通）

（２）入札書の受領期限
　　平成３０年２月７日（水）１７時００分までに（１）の担当部署に持参又は郵送とする。
　郵送の場合は書留とし、受領期限までに担当部署に必着とすること。
（３）開札の日時及び場所
　　平成３０年２月８日（木）１１時００分
　　岩手県釜石市定内町四丁目７番１号
　　独立行政法人国立病院機構釜石病院会議室

４　その他
（１）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
（２）入札保証金及び契約保証金　免除
（３）入札者に要求される事項
　　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書と公告２の競争参加資格を有することを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間に、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
（４）入札の無効
　　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
（５）契約書作成の要否　　要
（６）契約交渉権者及び契約価格の決定
　　公告２の競争参加資格をすべて満たすことを証した書類と、公告１の（１）に示した購入等件名を履行できると経理責任者が判断し得る資料を添付して、入札書を提出した入札者であって、予定価格の範囲内で入札書を提示した者を契約交渉権者とし、契約価格を交渉により決定する。
　　なお、交渉権者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。
　　ただし、第一順位の交渉権者が、申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるときや、契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱す恐れがあるときは次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とする。
（７）詳細は入札説明書による。